

平成30年4月27日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 遠藤 弘之

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年3月分)について

平成30年3月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年3月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成30年3月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが111件、平成28年度が19件、平成27年度が9件、平成26年度が14件、平成25年度以前が118件、合計271件（市区町村において発生した7件、委託業者等が発生させた30件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な243件及びシステム事故1件について、一覧で事象をお示ししています。

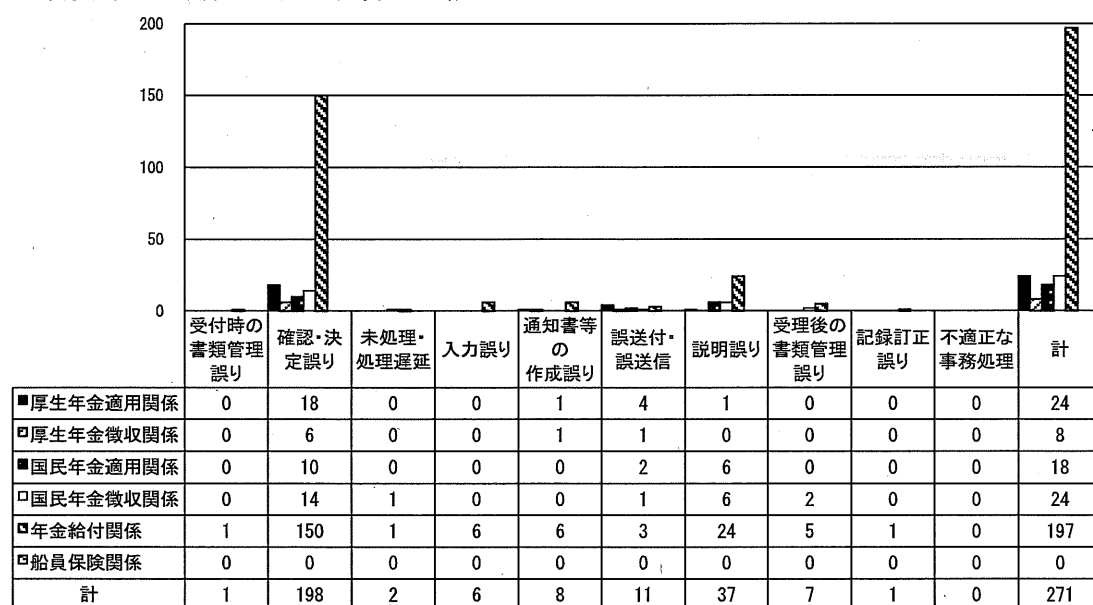
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	100 (1)	3	0	3	3	4 (1)	5	14 (7)	9 (1)	19 (5)	111 (22)	271 (37)
割合	36.9%	1.1%	0.0%	1.1%	1.1%	1.5%	1.8%	5.2%	3.3%	7.0%	41.0%	100.0%

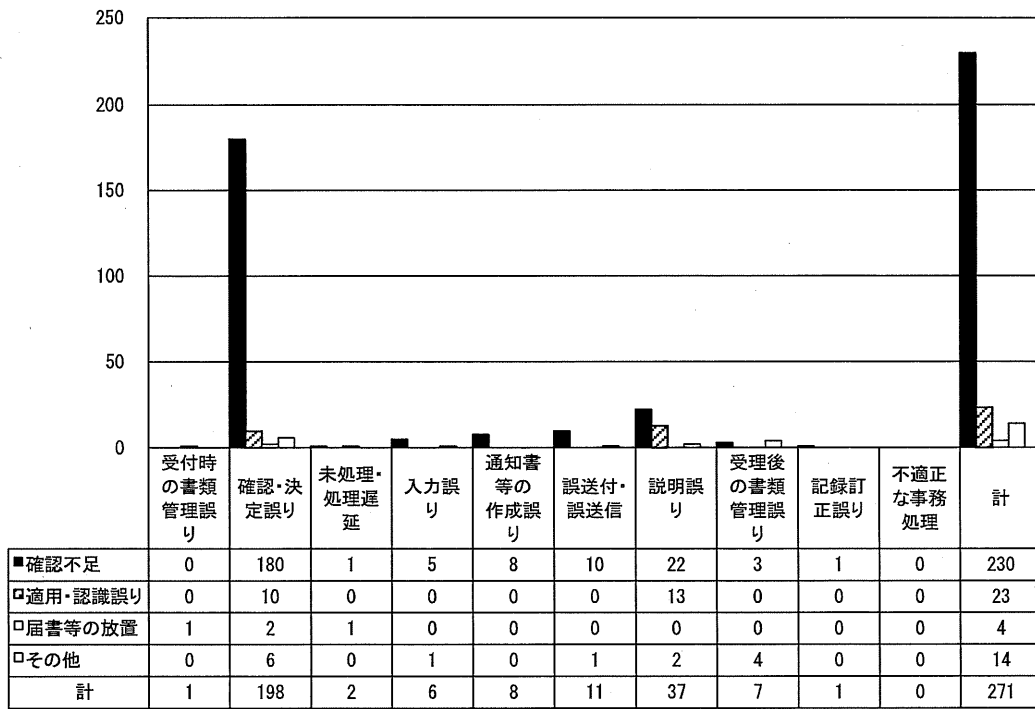
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

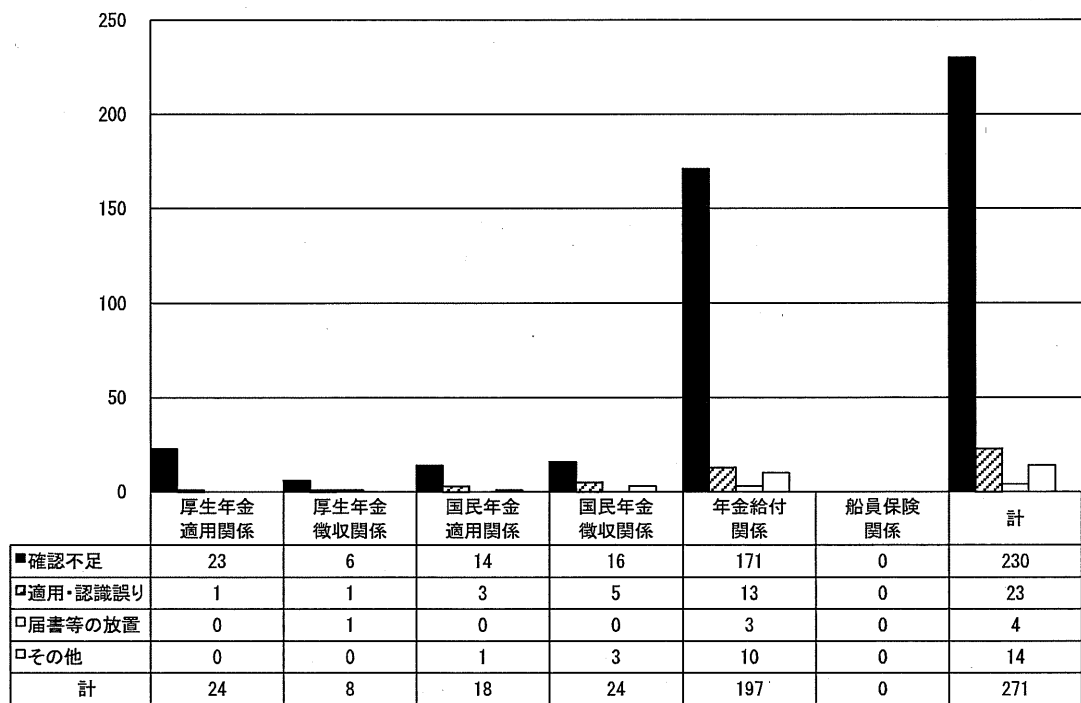
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



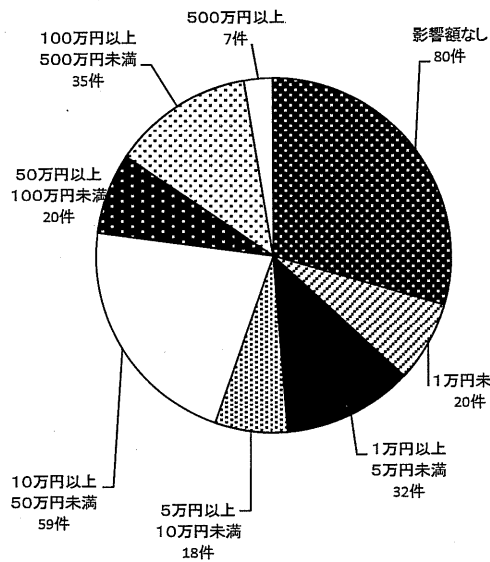
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

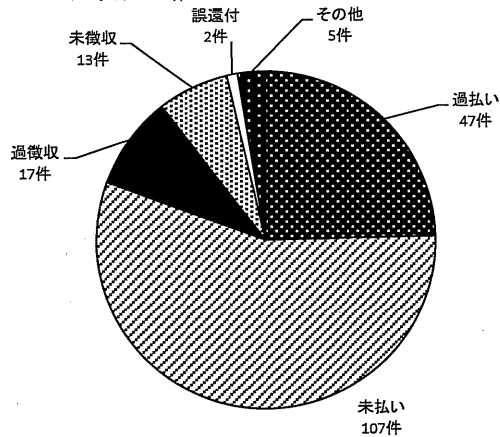


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	計
影響額なし		17	5	11	9	38	0	80
1万円未満		0	0	1	6	13	0	20
1万円以上 5万円未満		0	1	1	3	27	0	32
5万円以上 10万円未満		0	1	1	1	15	0	18
10万円以上 50万円未満		3	1	2	1	52	0	59
50万円以上 100万円未満		3	0	1	1	15	0	20
100万円以上 500万円未満		0	0	1	3	31	0	35
500万円以上		1	0	0	0	6	0	7
計		24	8	18	24	197	0	271

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	47件	32,809,776	698,080
未払い	107件	104,268,316	974,470
過徴収	17件	10,745,586	632,093
未徴収	13件	3,609,012	277,616
誤還付	2件	925,263	462,631
その他	5件	2,089,638,874	417,927,774
計	191件	2,241,996,827	11,738,203

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

過徴収と未払い	1件	1,017,452
未払いと過払い	4件	2,088,621,422

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	187件	69.0%
外部	84件	31.0%
計	271件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件 名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2017年4月10日	旧法かつ4以上の年金の受給権を有している方の平成29年度マクロ経済スライド改定時における年金額計算誤り	631名	過払い	736,107

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年4月27日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,696人 (600.6億円)
- ・支払いが完了していない方 1,267人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行っていきます。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年4月支払 7,328人 (50.7億円)

(参考: 平成30年2月から平成30年4月までの累計 20,171人 (112.4億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年4月支払 0人 (0円)

(参考: 平成30年1月から平成30年4月までの累計 19人 (0.2億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した結果の33事象のうち、対象者を機構においてシステムで特定することができる24事象については、「今後事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、早いものは平成30年4月から遅くなるものでも平成30年度中までに個別に連絡を行い、必要な対応を実施する」としてありますが、当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	対応件数	影響金額※
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	160件	367万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

○日本年金機構の平成30年3月分の事務処理誤り一覧(1～32ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～20
2. 厚生年金徴収関係	4P	整理番号 21～27
3. 国民年金適用関係	5P	整理番号 28～43
4. 国民年金徴収関係	7P	整理番号 44～63
5. 年金給付関係	10P	整理番号 64～241
6. 年金からの源泉徴収にかかる誤り.....	32P	整理番号 242～243

○システム事故等一覧(33ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要(34ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2012年 8月24日	2017年 4月13日	○お客様から問合せがあり、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 4月10日	2018年 1月17日	○お客様から問合せがあり、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
3			東京	葛飾	2008年 6月20日	2017年 10月5日	○年金相談時の記録確認により、資格取得届の審査時に確認が不足し、同一の事業所で重複して資格取得処理を行っていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、届書の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	209,589
4			香川	高松広域 事務センター	2017年 11月17日	2017年 12月22日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の訂正届を処理するために取消した算定基礎届の記録を再入力する際に確認が不足し、誤って賞与支払届として入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5			香川	高松広域 事務センター	2018年 2月22日	2018年 3月14日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時に確認が不足し、入力エラーとなった後の補正処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、資格取得届の処理を行いました。 ●担当部署において、エラー時の確認及び補正処理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6			東京	東京広域 事務センター	2011年 12月15日	2015年 4月7日	○他の年金事務所から連絡があり、70歳前障害認定による健康保険資格喪失処理を行う際に確認が不足し、厚生年金保険被保険者としての資格取得処理が漏れたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。厚生年金保険の資格取得処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	546,371
7			東京	東京広域 事務センター	2017年 12月25日	2018年 1月26日	○機構本部から連絡があり、資格取得年月日の訂正を行う際に確認が不足し、本来は訂正が必要なかった被保険者についても誤って訂正処理を行ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、訂正処理を行う際の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	386,324
8	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2015年 1月19日	2017年 11月29日	○事業所から問合せがあり、委託業者が遡及して提出のあった算定基礎届を処理するために取消した資格喪失記録の再入力処理を漏らしたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格喪失処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	5,307,441

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2015年 9月1日	2018年 2月8日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、平均額を誤って補正したため、標準報酬月額が誤って決定され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	131,547
10			福岡	福岡広域 事務センター	2015年 10月16日	2016年 8月24日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した平均額の補正が漏れたため、標準報酬月額が誤って決定され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	594,600
11	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2017年 7月12日	2018年 1月19日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の受付処理時に確認が不足し、誤って添付書類として取り扱ったため、届書の処理が遅れたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書の受付処理後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
12			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 9月20日	2017年 9月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が電子申請のあった賞与支払届総括表の受付処理を漏らしたため、賞与支払届が未提出の事業所として催告状を発送していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、受付処理後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
13			京都	事務センター	2017年 7月11日	2018年 2月6日	○厚生年金基金より問合せがあり、委託業者が賞与支払届の受付処理を行う際に確認が不足し、誤って賞与支払届総括表の添付書類として取り扱ったため、届書の処理が遅れたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、受付処理後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
14	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 12月8日	2018年 3月15日	○事業所から問合せがあり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
15	新規適用届の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2017年 11月29日	2018年 3月2日	○内部点検により、新規適用届の審査時に確認が不足し、他事務所が管轄する事業所であるにもかかわらず誤って事業所整理記号を払い出していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所整理記号を払い出す際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
16	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	北海道	旭川	2017年 11月15日	2017年 11月17日	○事業所から問合せがあり、健康保険・厚生年金保険の加入状況の調査文書について、文書作成時の確認が不足し、年金事務所の電話番号を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当部署においてそれぞれの事業所にお詫び及び正しい電話番号を記載した訂正文書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	151事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2018年 2月26日	2018年 2月27日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の厚生年金適用関係届書の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金適用関係届書の控えを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 2名	なし	0
18	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	群馬	高崎広域 事務センター	2018年 2月頃	2018年 2月26日	○お客様から問合せがあり、他のお客様の「被保険者証返納のお願い」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した「被保険者証返納のお願い」を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
19			東京	渋谷	2017年 10月20日	2017年 10月25日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 4名	なし	0
20			千葉	千葉	2018年 2月13日	2018年 2月19日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の「適用事業所の事業状況の確認について」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「適用事業所の事業状況の確認について」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
21	保険料還付請求時の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域事務センター	2017年 12月1日	2018年 1月22日	○他の年金事務所から連絡があり、保険料等還付請求書処理時の還付データを登録する際に確認が不足し、誤った事業所として登録したため、還付金が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行い、正しい事業所に還付金をお支払いしました。 ●担当部署において、還付金データ登録時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	誤還付	34,983
22	保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 10月27日	2018年 2月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に確認が不足し、事業所整理記号を誤って処理したため、保険料が口座振替とならなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
23	二以上事業所勤務被保険者の誤り	確認・決定誤り	福岡	博多	2017年 12月7日	2017年 12月28日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録処理時に確認が不足し、誤った金額で保険料を決定し登録していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	256,528
24			東京	立川	2017年 6月12日	2017年 6月30日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録処理について進捗の確認が不足し、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料登録処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	51事業所	なし	0
25	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2014年 4月1日	2017年 6月13日	○事業所から問合せがあり、滞納保険料の収納処理を行う際に確認が不足し、差押債権の差押解除処理がもれていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。差押解除処理を行いました。 ●担当部署において、差押整理簿により差押及び差押解除の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
26	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	岩手	盛岡	2017年 5月31日	2017年 10月2日	○事業所から問合せがあり、配当計算書謄本の作成時に確認が不足し、誤った延滞金額で配当計算書謄本を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った配当計算書謄本にかかる正誤表をお渡ししました。 ●担当部署において、配当計算書謄本作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
27	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域事務センター	2018年 2月20日	2018年 3月1日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
28	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2017年 7月13日	2018年 2月22日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失年月日を登録したため、受給に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	32,930
29		説明誤り	鹿児島	鹿児島北	2014年 4月4日	2016年 11月25日	○お客様から問合せがあり、本人が希望していたにもかかわらず、任意加入の案内を漏らしていたため、任意加入することができないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金相談時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	187,800
30	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	1986年 2月12日	2016年 12月5日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31			東京	練馬	1974年 10月6日	2017年 5月24日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
32			鳥取	倉吉	2014年 6月13日	2017年 11月24日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、本来任意加入として保険料を徴収すべきところ、後納保険料として徴収したため、保険料が一部未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっている保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	180
33			大阪	淀川	1997年 10月16日	2017年 3月16日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、受給資格期間を誤って計算したため、保険料の過徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付し、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,017,452
34		説明誤り	神奈川	平塚	2014年 8月頃	2016年 10月17日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
35			東京	府中	2015年 5月頃	2017年 5月10日		1名	なし	0
36			東京	府中	1996年 8月頃	2018年 1月10日		1名	なし	0
37			埼玉	熊谷	2016年 3月9日	2017年 7月14日		1名	過徴収	78,860

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1992年 3月8日	2018年 1月10日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、本来、提出の必要のなかった国民年金種別変更届を受付し、処理したため、誤った金額で年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	185,254
39	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2008年 8月22日	2018年 2月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際、被保険者種別の確認を誤ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の納付書をお送りしました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	890,280
40		説明誤り	東京	北	2017年 12月5日	2017年 12月25日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、本来、提出の必要のなかった国民年金第3号被保険者該当届を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書受理時の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
41	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2013年 7月17日	2018年 1月12日	○お客様から問い合わせがあり、資格取得時の確認が不足したため、住所が誤って登録されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい住所に訂正しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
42	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2018年 2月8日	2018年 2月9日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金第3号被保険者資格取得届の控えが誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者資格取得届の控えを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0
43			神奈川	事務センター	2018年 2月14日	2018年 2月15日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金第3号被保険者資格取得届が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第3号被保険者資格取得届を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
44	国民年金付加保険料 納付書の誤り	確認・決定誤り	岐阜	岐阜南	2004年 4月22日	2017年 3月21日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時に付加保険料の納付も希望していたにもかかわらず、国民年金保険料の納付書のみ交付されたため、付加保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	9,420
45		説明誤り	本部	相談・ サービス 推進部	2014年 7月3日	2014年 7月4日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、未納期間の納付案内をする際、付加保険料の納付は出来ないにもかかわらず、納付可能と案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、付加保険料の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
46	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2017年 3月28日	2017年 4月18日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、過誤納が発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	764,010
47	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2018年 2月27日	2018年 2月27日	○担当部署で確認したところ、訪問先の住所の確認が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を別人宅に投函していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書投函時の住所の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
48	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	三宮	1993年 5月20日	2016年 7月14日	○お客様から問合せがあり、本来、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付案内をしました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,132,740
49			新潟	事務センター	2017年 11月6日	2017年 12月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除理由該当・消滅届を処理する際、確認が不足したため、誤った消滅年月日で年金が決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除理由該当・消滅届の処理時の消滅年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	309
50		説明誤り	大阪	吹田	2013年 2月5日	2016年 9月12日	○お客様から問合せがあり、市町村において、本来、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
51			埼玉	春日部	2007年 7月31日	2017年 10月17日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求時に法定免除の案内が漏れ、国民年金保険料免除理由該当・消滅届を受付しなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,901,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
52	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2014年 7月28日	2017年 6月27日	○担当部署で確認したところ、合算対象期間の確認不足により、誤った受給資格期間で国民年金後納保険料納付申出書を受付したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880
53			北海道	函館	2016年 6月9日	2017年 7月6日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、本来、特定保険料納付申込期間として処理すべきところ、後納保険料申込期間として処理してしまったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	4,060
54	国民年金保険料納付 書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2017年 2月27日	2017年 3月1日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、定額保険料の納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50
55			岡山	岡山広域 事務センター	2017年 8月10日	2017年 11月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を作成する際、納付書作成期間の確認が不足し、正しい期間の納付書が届かなかったため、保険料の前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	113,050
56			兵庫	三宮	2016年 2月29日	2016年 3月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書について、納付期限を過ぎた納付書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
57		説明誤り	沖縄	那覇	2017年 4月12日	2017年 5月19日	○機構本部から連絡があり、国民年金保険料納付書を交付する際、前納の案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、前納の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	940
58	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 10月16日	2017年 12月21日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関の確認印がないにもかかわらず処理を行っていたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を納付書で納付していただきました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	未徴収	98,940
59		説明誤り	東京	北	2017年 10月20日	2017年 10月31日	○お客様から問合せがあり、保険料の納付の案内をする際、口座振替による納付が行われるにもかかわらず、納付書での納付を案内したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、口座振替の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	16,890
60	国民年金保険料差押に おける延滞金算定誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2017年 9月20日	2017年 9月29日	○担当部署において確認したところ、連帯納付義務者に対して差押を執行する際、延滞金の計算を誤っていたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、差押時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	50

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
61	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	東京広域事務センター	2015年 1月頃	2017年 12月18日	○市区町村から連絡があり、委託業者において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除理由該当・消滅届の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
62		受理後の書類管理誤り	滋賀	彦根	2017年 8月31日	2017年 11月13日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
63			神奈川	横浜中	2017年 12月6日	2017年 12月7日	○委託業者より連絡があり、委託業者において国民年金保険料免除申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●委託業者の担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度届書を提出していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
64	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	2009年 2月21日	2017年 9月26日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、返納いただく年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
65			北海道	函館	2008年 7月24日	2017年 2月22日	○担当部署において確認したところ、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	229,204
66			神奈川	港北	1997年 11月6日	2014年 3月11日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,674,100
67			奈良	奈良	2012年 3月28日	2016年 10月5日	○未支給年金請求時の記録確認により、過去の年金相談時に合算対象期間の確認不足から、老齢厚生年金の受給要件がないと判断し、年金請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,209,950
68			東京	北	2002年 7月4日	2014年 11月26日	○事務センターから連絡があり、旧共済法退職年金を受給していることから、本来旧法の通算老齢年金を決定すべきところ、誤って老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金及び老齢厚生年金の取消処理を行い、旧法の通算老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,469,720
69			東京	文京	1987年 1月14日	2016年 4月5日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の確認不足から、旧船員保険法の老齢年金を決定すべきところ、誤って旧厚生年金保険法の老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。旧厚生年金保険法の老齢年金の取消処理を行い、旧船員保険法の老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	170,749
70			千葉	幕張	1986年 3月頃	2014年 10月21日		1名	未払い	2,250,770
71			静岡	浜松西	1973年 7月21日	2016年 7月14日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	487,988
72			長野	松本	1984年 4月26日	2014年 2月5日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	829,194

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
73	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2002年 7月20日	2016年 12月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の一部に不備があったことなどにより、老齢年金の改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には記録確認を徹底することと今回の事象について周知しました。	1名	未払い	34,835
74			東京	青梅	1983年 6月16日	2016年 3月16日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた通算老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	126,266
75			鳥取	米子	1981年 1月頃	2017年 3月10日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた障害年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,721
76			静岡	浜松西	1993年 7月頃	2015年 7月1日	○事務センターから連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い、旧厚生年金保険法の老齢年金を決定すべきところ、受給要件の確認不足から旧厚生年金保険法の通算老齢年金を再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	132,941
77			東京	練馬	1998年 3月12日	2017年 4月19日	○他の年金事務所から連絡があり、生年月日の登録を誤っていたため、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、返納いただく年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には戸籍等による生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
78			鳥取	米子	2003年 2月5日	2016年 10月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の一部に不備があったことなどにより、老齢年金の改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には記録確認を徹底することと今回の事象について周知しました。	1名	未払い	478,124
79			茨城	土浦	2017年 5月9日	2017年 7月31日	○お客様から問合せがあり、確認不足から年金請求書を事務センターへ進達していなかったため、特別支給の老齢厚生年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付後の処理手順を再確認しました。	1名	未払い	52,536

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
80	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	三重	津	2017年 11月29日	2018年 1月15日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が雇用保険の受給状況の確認を行わないまま老齢年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。雇用保険の受給状況をお客様に確認の上、年金請求書の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
81		説明誤り	和歌山	和歌山東	2014年 2月19日	2017年 3月1日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に年金記録の確認不足から、受給要件を満たしていたにもかかわらず、年金請求書の提出の案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,582,938
82			福島	東北福島	2012年 3月19日	2017年 9月12日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、受給要件を満たしていたにもかかわらず、年金請求書の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,085,525
83			大阪	吹田	2017年 3月9日	2017年 3月29日	○事務センターから連絡があり、委託社会保険労務士が合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
84			鳥取	鳥取	2017年 3月27日	2017年 4月27日	○老齢年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
85			埼玉	大宮	2017年 6月28日	2017年 12月21日	○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が、既に提出いただいていた厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書を再度提出するよう案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
86			東京	文京	2018年 1月9日	2018年 1月15日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、合算対象期間の確認不足から老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
87	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2005年 9月25日	2017年 9月25日	○担当部署において確認したところ、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	90,700

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
88	老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り	確認・決定誤り	富山	高岡	1994年 12月8日	2017年 7月31日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	33,238
89			東京	足立	1976年 5月1日	2015年 6月12日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	34,646
90	老齢年金の戦時加算 の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	奄美大島	1971年 4月頃	2015年 4月20日	○事務センターから連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	399,591
91			埼玉	春日部	1988年 2月28日	2017年 5月23日	○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	444,140
92			静岡	富士	1988年 1月頃	2017年 3月6日	●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,547,523
93	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	宮城	石巻	1992年 1月5日	2017年 10月23日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,543,139
94			奈良	大和高田	1994年 4月1日	2016年 8月9日		1名	過払い	1,442,558
95			北海道	事務センター	2013年 6月13日	2017年 12月15日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,218
96			大阪	豊中	1992年 11月12日	2014年 11月27日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	782,533

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
97	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2002年 12月14日	2017年 4月18日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	642,573
98			島根	松江	2009年 3月26日	2017年 3月7日	○共済組合から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,221
99			北海道	札幌北	1990年 3月頃	2016年 12月8日	○担当部署において確認したところ、旧令共済組合記録の判明に伴い老齢年金の受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,616,925
100			岐阜	多治見	1991年 3月頃	2015年 4月10日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い老齢年金の受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	99,916
101			岐阜	多治見	1996年 9月5日	2014年 10月23日	○事務センターから連絡があり、旧農林共済の退職年金の対象期間として決定すべき旧農林共済組合期間を通算老齢年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	310,469
102			鳥取	倉吉	2002年 10月5日	2017年 2月27日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	155,001
103			岡山	倉敷西	1986年 5月5日	2017年 6月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	246,674
104			富山	魚津	1984年 12月6日	2017年 2月16日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,524,601

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
105	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 11月16日	2017年 11月28日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金決定時に共済組合加入期間の登録を誤ったことから老齢基礎年金が正しい支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	45,460
106	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	1998年 1月14日	2016年 2月22日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	6名	過払い	631,335
107			長野	松本	2000年 9月7日	2017年 10月13日	○担当部署において確認したところ、夫が65歳到達により国民年金の第2号被保険者資格を喪失した場合、妻の国民年金被保険者期間は第1号被保険者期間となるにもかかわらず、第3号被保険者期間として誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	659,607
108			広島	三原	1980年 2月1日	2015年 8月7日	○担当部署において確認したところ、確認不足から船員保険被保険者期間の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	197,413
109			栃木	今市	1986年 2月12日	2016年 10月18日	○未支給年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,660,263
110			京都	京都南	1982年 7月8日	2016年 11月1日	○年金相談センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,631,020
111			東京	上野	1990年 11月22日	2017年 3月24日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,500
112			岡山	岡山東	1987年 9月3日	2016年 4月5日		1名	未払い	3,800
113			山口	山口	1988年 4月7日	2017年 6月16日		1名	未払い	203,991

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
114	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	1982年 1月6日	2017年 3月29日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複していたため、重複期間を訂正しましたが、訂正後の期間に基づいた年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	281,509
115			愛媛	宇和島	1986年 6月4日	2017年 11月8日	○年金相談時の記録確認により、旧船員保険法の老齢年金を決定する際に、厚生年金被保険者期間の月数の計算を誤っていたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,985
116			静岡	富士	1998年 12月28日	2017年 3月28日	○年金相談時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	94,651
117			群馬	渋川	2006年 3月22日	2017年 5月19日	○事務センターから連絡があり、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	91,551
118	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	1998年 3月26日	2010年 7月16日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	660,250
119			神奈川	港北	2001年 2月22日	2014年 6月26日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、返納いただく年金はありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
120			静岡	静岡	1991年 12月26日	2017年 12月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	971,579
121			静岡	静岡	1996年 1月3日	2017年 12月11日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	967,847

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
122	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2017年 11月30日	2018年 1月19日	○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の初回支払い前だったため、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
123			滋賀	事務センター	2017年 10月26日	2018年 1月24日	○お客様から問合せがあり、繰上げ支給の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には繰上げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	114,347
124			大阪	大阪広域事務センター	2018年 1月18日	2018年 2月26日	○年金事務所から連絡があり、繰下げ請求の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	189,413
125			東京	東京広域事務センター	2016年 6月2日	2017年 9月13日	○機構本部から連絡があり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	377,920
126			長野	松本	2017年 3月8日	2017年 6月15日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰下げ請求を希望していたにもかかわらず、繰下げ請求書の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	189,979
127		説明誤り	長野	松本	2016年 9月5日	2017年 4月17日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢厚生年金の繰下げ請求を希望している方に対し、繰下げ請求書の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認したところ、繰下げ請求を希望しないこととなりました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
128			東京	武蔵野	2017年 3月29日	2017年 7月28日	○機構本部から連絡があり、共済組合が支給する年金が繰下げ請求されているため、老齢厚生年金も同時に繰下げ請求する必要があるにもかかわらず、委託社会保険労務士が老齢厚生年金を繰下げ請求することの説明せず、65歳支給の老齢厚生年金の請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	56,075

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
129	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2000年 7月1日	2016年 1月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から船員保険被保険者期間の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,976,205
130			茨城	水戸北	1998年 2月26日	2017年 4月21日	○機構本部から連絡があり、確認不足から船員保険被保険者期間の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,933
131			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 11月14日	2017年 12月4日	○お客様から問合せがあり、確認不足から船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	22,012
132			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 10月30日	2017年 12月15日		1名	未払い	206
133			北海道	事務センター	2015年 4月24日	2017年 10月18日	○担当部署において確認したところ、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,708
134			本部	年金記録 企画部	2014年 9月12日	2015年 8月14日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の月数の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に旧農林共済組合期間の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,833
135			長崎	佐世保	1995年 10月19日	2018年 1月12日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	77,500
136			埼玉	春日部	2002年 8月19日	2017年 1月6日		1名	過払い	55,052
137			鹿児島	川内	2014年 1月16日	2014年 4月21日	○機構本部から連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	24,071

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
138	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2014年 6月10日	2017年 2月22日	○お客様から問合せがあり、年金記録の判明に伴い、短期要件で決定されていた遺族厚生年金を年金額が有利となる長期要件の遺族厚生年金に訂正すべきところ、訂正していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には年金額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	173,521
139			広島	広島広域 事務センター	2017年 4月20日	2017年 9月8日	○年金事務所から連絡があり、本来、年金額が有利となる長期要件で決定すべきところ、短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	273,030
140			京都	事務センター	2017年 7月13日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、誤って寡婦加算を加算する処理を行い遺族厚生年金を決定していたこと及び支払の保留を行ったままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には年金記録の確認を徹底することを周知するとともに年金決定を訂正する場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	162,250
141			千葉	千葉	1983年 7月14日	2016年 8月17日	○担当部署において確認したところ、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤った状態で遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,120,601
142			神奈川	藤沢	2015年 5月25日	2017年 5月29日	○担当部署において確認したところ、遺族年金の受給権者が直系血族又は直系姻族の養子となった場合は、遺族年金は失権しないにもかかわらず、戸籍等の確認不足から、遺族年金の失権処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金が失権する場合について再確認しました。	2名	未払い	1,334,938
143			東京	千代田	1984年 9月頃	2017年 1月27日	○他の年金事務所から連絡があり、旧共済法の遺族年金に寡婦加算が加算されているにもかかわらず、旧厚生年金保険法の遺族年金に誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	660,583
144			広島	広島東	1985年 12月1日	2016年 11月1日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険被保険者記録の一部を誤った状態で遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	389,176
145			本部	中央年金 センター	2004年 11月22日	2017年 6月29日	○機構本部から連絡があり、遺族年金決定後の処理を誤り二人いる子のうち一方の子の遺族年金の保留の解除を漏らしたことから、遺族年金の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金を複数の子が受給している場合の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,219,112

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
146	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域事務センター	2016年 2月22日	2017年 10月5日	○共済組合から連絡があり、年金記録の確認不足から、遺族基礎年金及び遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、遺族厚生年金のみ決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	1,843,250
147			兵庫	須磨	2017年 8月15日	2017年 10月24日	○機構本部から連絡があり、遺族年金受給権者支給停止事由消滅届を記載事項に不備があるまま窓口で受付したため、届書の処理に遅れが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記載事項の不備を訂正し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、窓口で届書を受付する際は、記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	61,308
148		説明誤り	熊本	本渡	2017年 10月25日	2017年 10月26日	○遺族年金請求時の記録確認により、納付要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
149			神奈川	藤沢	2017年 4月19日	2017年 6月21日	○事務センターから連絡があり、納付要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
150	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2017年 4月20日	2017年 12月4日	○お客様から問合せがあり、障害年金の審査時の確認不足から、障害認定結果の登録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
151			広島	広島広域事務センター	2017年 8月頃	2017年 10月25日	○お客様から問合せがあり、所得状況届連名簿により所得が確認できるにもかかわらず、所得が確認できない方として扱い年金の差止を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届連名簿処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	129,883
152			福岡	福岡広域事務センター	2017年 9月11日	2018年 2月20日	○年金事務所から連絡があり、障害基礎年金の支給停止を解除するために額改定報告書を機構本部へ進達すべきところ、確認不足から進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害基礎年金受給権者の所得状況の確認後の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	487,062

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
153	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2017年 11月22日	2018年 1月16日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の受給権発生から障害状態が障害等級2級以上に該当している間のみ障害基礎年金を支給すべきところ、確認不足から障害等級3級該当後も障害基礎年金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	259,766
154			本部	障害年金センター	2017年 5月11日	2017年 12月4日	○内部点検により、確認不足から障害厚生年金の決定後に保留解除の処理を漏らしたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金決定時の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	390,066
155	説明誤り	説明誤り	福岡	中福岡	2016年 10月14日	2017年 3月30日	○お客様から問合せがあり、請求日前1ヶ月以内の診断書が必要にもかかわらず、請求日前3ヶ月以内に発行された診断書が必要であるとお客様に誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金請求に必要な診断書について再確認を行いました。	1名	なし	0
156			埼玉	越谷	2017年 12月頃	2018年 1月15日	○年金相談時の記録確認により、障害状態の確認不足から、診断書の提出が不要な方に対し、診断書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の受給権者に対し診断書の提出を案内する際は、障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
157			栃木	宇都宮西	2017年 4月5日	2017年 5月31日	○機構本部から連絡があり、年金相談の際に委託社会保険労務士が事後重症請求を65歳に到達する前に行う必要があることを説明していなかったため、お客様が65歳到達後に事後重症請求を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	179,852
158			香川	高松東	2015年 9月14日	2017年 5月8日	○機構本部から連絡があり、障害者特例を請求した上で老齢厚生年金を受給した方が障害基礎年金を受給するよりも有利にもかかわらず、65歳到達前までは障害基礎年金を受給した方が有利であると説明したために、障害者特例の請求が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害者特例の請求を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	601,416
159			神奈川	横浜南	2017年 7月24日	2017年 9月7日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
160			東京	大田	2016年 10月25日	2016年 10月25日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて、納付要件の確認不足から本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
161	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	愛媛	宇和島	2017年 9月20日	2017年 11月28日	○機構本部から連絡があり、年金相談の際に委託社会保険労務士が障害基礎年金が支給停止となっているため診断書及び所得証明書の提出を案内すべき方に対し、案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。診断書及び所得証明書を提出いただき処理を行いました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
162			長野	長野北	2018年 2月16日	2018年 2月27日	○担当部署において確認したところ、障害年金が差止となっていることから現況届の提出を案内すべき方に対し、誤って現況届に加え診断書の提出が必要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金が差止となっている場合に必要な届書について再確認しました。	1名	なし	0
163	加給年金の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	1992年 9月10日	2017年 4月17日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	326,138
164			宮城	仙台東	1996年 9月5日	2017年 8月10日		1名	未払い	360,345
165			群馬	太田	2002年 4月1日	2017年 2月23日		1名	未払い	336,550
166			鹿児島	鹿屋	2005年 3月29日	2017年 2月13日		1名	未払い	287,625
167			兵庫	明石	1999年 4月1日	2017年 8月7日		1名	未払い	283,590
168			東京	立川	1994年 3月31日	2016年 2月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,985,081
169			東京	八王子	2008年 3月3日	2017年 3月31日	○未支給年金請求時の記録確認により、老齢年金請求時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,050,702
170			東京	武蔵野	2008年 10月23日	2017年 7月7日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金請求時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,474,059

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
171	加給年金の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	2012年 9月18日	2017年 7月14日	○担当部署において確認したところ、老齢年金請求時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	98,625
172			徳島	徳島北	1996年 8月12日	2017年 6月23日	○機構本部から連絡があり、老齢年金請求時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,698,323
173			東京	東京広域 事務センター	2010年 6月17日	2016年 12月8日	○お客様から問合せがあり、確認不足から子の登録を漏らしたため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,712,170
174			愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 8月9日	2017年 12月21日	○お客様から問合せがあり、確認不足から子の登録を漏らしたため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,691
175	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	堀江	2010年 4月2日	2017年 3月21日	○未支給年金請求時の記録確認により、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	19,582
176			岡山	岡山東	2009年 9月29日	2017年 2月9日	○機構本部から連絡があり、年金記録の訂正に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,181,898
177			東京	文京	1976年 3月1日	2016年 3月2日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,912
178			石川	金沢北	2009年 7月9日	2014年 12月22日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	123,642

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
179	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	1980年 7月20日	2016年 1月8日	○機構本部から連絡があり、年金決定時に在職による支給停止割合の登録処理を誤ったことから、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	31,130
180			滋賀	事務センター	2017年 11月10日	2017年 12月11日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金の決定時に議員の在職支給停止届の処理を行わなかったため、年金の在職支給停止が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、老齢厚生年金決定時に在職支給停止届を処理する際の事務処理手順を再確認しました。	3名	過払い	177,503
181			神奈川	港北	1986年 4月頃	2017年 3月2日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	4,590
182			埼玉	浦和	1983年 5月20日	2015年 5月29日		1名	未払い	119,267
183			神奈川	藤沢	1980年 5月20日	2016年 3月3日		1名	未払い	162,366
184			福岡	八幡	2016年 12月10日	2017年 2月13日	○担当部署において確認したところ、受給権者である市町村議会議員に提出いただく必要がある議員報酬の届出について、確認不足から議会事務局及び市町村議会議員への案内を漏らしていたことにより、年金の在職支給停止が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者が議会事務局及び市町村議会議員にお詫びの上説明しました。議員報酬の届出を提出いただき、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、議員報酬の届出の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	5名	過払い	114,019
185			岐阜	多治見	1976年 6月頃	2015年 12月24日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	78,945
186			愛知	中村	1980年 6月1日	2016年 3月24日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	116,500
187			神奈川	藤沢	1980年 1月20日	2016年 2月1日		1名	未払い	217,472

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
188	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 1月19日	2017年 4月7日	○お客様から問合せがあり、議員報酬に関する届出があったにもかかわらず、確認不足から処理を行っていなかったため、年金の在職支給停止が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、議員報酬の届出があった場合の事務処理手順を再確認しました。	2名	その他	125,939
189		説明誤り	静岡	三島	2018年 2月19日	2018年 2月19日	○お客様から問合せがあり、賞与の支払状況に応じて、在職による支給停止が行われるにもかかわらず、支給停止は行われないと委託業者が誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対し、在職支給停止の仕組みについての周知を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
190			兵庫	東灘	2017年 12月13日	2018年 2月16日	○お客様から問合せがあり、退職再雇用の場合は再雇用となった翌月分から年金の支給停止額が変更となるにもかかわらず、再雇用された月から支給停止額が変更になると委託社会保険労務士が誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
191	年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2017年 5月18日	2017年 12月6日	○担当部署において確認したところ、年金の支給停止処理を行った際に支給停止額の補正処理が必要だったにもかかわらず、補正の処理を行わなかったため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金額の補正処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,638
192	年金選択の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2017年 7月25日	2017年 10月23日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が労災給付の受給状況の確認を誤ったまま年金選択申出書を受付したため、お客様の希望しない年金の選択方法でお支払いしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	58,075
193			埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 12月14日	2018年 1月23日	○年金事務所から連絡があり、年金受給選択申出書の確認不足により、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	7,840
194			東京	東京広域 事務センター	2017年 7月9日	2017年 10月23日	○機構本部から連絡があり、老齢厚生年金の決定時に確認不足からお客様の申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時には年金選択申出書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,234

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
195	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2012年 10月26日	2017年 10月31日	○担当部署において確認したところ、確認不足から申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,457,647
196			佐賀	唐津	1998年 11月頃	2018年 2月16日	○担当部署において確認したところ、年金受給選択申出書の処理時の確認不足から、旧三共済の退職年金と遺族厚生年金を受給している場合、退職年金は本来半額支給停止になるべきところ、支給停止を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,039,444
197			愛媛	松山西	2010年 9月頃	2017年 3月13日	○お客様から問合せがあり、65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢厚生年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	350,997
198			東京	板橋	1994年 12月9日	2015年 12月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳から老齢基礎年金と遺族共済年金及び遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,466,919
199			愛知	刈谷	2003年 10月24日	2017年 5月26日	○機構本部から連絡があり、65歳から老齢基礎年金と遺族共済年金及び遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	6,520,894
200			広島	呉	1997年 8月12日	2017年 5月8日	●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,540,022
201			静岡	三島	2004年 8月14日	2015年 10月28日	○担当部署において確認したところ、65歳から老齢基礎年金と遺族共済年金及び遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,516,046
202			広島	三原	1995年 3月13日	2016年 10月14日	○事務センターから連絡があり、旧厚生年金保険法の老齢年金と遺族厚生年金の受給権がある場合、遺族厚生年金は併給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、遺族厚生年金の支給を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,910,266

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
203	年金選択の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	2008年 1月11日	2016年 10月14日	○機構本部から連絡があり、旧国民年金法の老齢年金と遺族厚生年金の受給権がある場合、遺族厚生年金は併給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、遺族厚生年金の支給を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	647,808
204			長野	小諸	2007年 10月頃	2016年 12月26日	○機構本部から連絡があり、旧国民年金法の通算老齢年金と遺族厚生年金の受給権がある場合、遺族厚生年金は併給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、遺族厚生年金の支給を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	600,308
205			本部	中央年金センター	2017年 5月1日	2017年 11月7日	○事務センターから連絡があり、障害基礎年金決定時の年金選択処理の誤りにより、遺族基礎年金を受給中であることから障害基礎年金を支給停止すべきところ停止していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	501,798
206	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2018年 1月19日	2018年 3月5日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、対象者の確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	137,538
207	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	青森	むつ	1988年 8月9日	2018年 1月12日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間として扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	6,600
208	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2016年 6月9日	2017年 3月24日	○担当部署において確認したところ、脱退手当金の受給要件の確認不足から、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金の受給要件について周知しました。	1名	過払い	166,100
209			本部	年金給付部	2009年 12月頃	2017年 5月29日	○担当部署において確認したところ、脱退手当金の支給済期間にもかかわらず、脱退手当金の支給済期間であることの登録が行われていなかった方がいることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金を支給した場合の事務処理手順を再確認しました。	25名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
210	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	宮崎	高鍋	1955年 6月1日	2016年 9月15日	○事務センターから連絡があり、脱退手当金の計算時に手当金額の計算の基礎となる期間を誤っていたため、正しい脱退手当金の支給となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金の計算時には支給対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32
211	年金の差押にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 10月23日	2017年 12月4日	○税務署から連絡があり、税務署による年金の差押えが行われたにもかかわらず、確認不足から差押えする金額の登録を誤ったため、差押えにかかる配当金額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び税務署にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行うとともに、税務署に対し正しい金額で差押えにかかる配当を行いました。 ●担当部署において、差押えの対象となる年金額の確認及び差押え処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名 1税務署	その他	100,000
212	標準報酬改定請求の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2013年 6月21日	2017年 12月13日	○年金事務所から連絡があり、確認不足から対象期間を誤り年金分割の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい標準報酬改定通知書を送付しました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求があった場合は、年金分割の対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
213	年金と損害賠償金との調整にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 8月31日	2017年 9月5日	○お客様から問合せがあり、遺族年金を受給している方が遺族年金受給の原因となった事故にかかる損害賠償金を受け取ったため年金の一部を停止すべきところ、確認不足から停止の処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金と損害賠償金との調整にかかる事務処理手順について再確認を行いました。	1名	過払い	1,595,386
214	振替加算の説明誤り	説明誤り	三重	尾鷲	1996年 4月11日	2017年 11月24日	○お客様から問合せがあり、振替加算の加算のために加算開始事由該当届を受付する必要があるにもかかわらず、確認不足から加算開始事由該当届の案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加算開始事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、振替加算の対象となる方に必要な手続きを再確認しました。	1名	未払い	4,244,500
215	年金決定時の氏名登録の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2017年 5月19日	2017年 10月18日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時にフリガナ氏名の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	未払い	39,374
216	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2017年 12月4日	2018年 2月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に振込先口座の名義人の確認を誤り登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	354,249

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
217	年金の振込金融機関にかか る誤り	確認・決定誤り	愛知	大曽根	2017年 5月22日	2017年 10月24日	○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が年金の振込ができない預金種別の口座番号が記載された年金請求書を受付したため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込先を再確認し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	20,211
218			愛知	一宮	2017年 5月24日	2017年 10月23日	○機構本部から連絡があり、確認不足から年金の振込ができない預金種別の口座番号が記載された年金請求書を受付し処理を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込先を再確認し、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時に振込先口座の預金種別の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	25,488
219			愛知	名古屋北	2017年 4月3日	2017年 10月25日	○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が年金の振込ができない預金種別の口座番号が記載された年金請求書を受付したため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込先を再確認し、処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	13,529
220			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 8月17日	2017年 11月2日	○機構本部から連絡があり、年金請求書に記載の振込先口座番号と添付されていた通帳のコピーに記載のある口座番号が異なるにもかかわらず、年金請求書記載の口座番号にて年金請求書の処理を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時の口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,664
221		入力誤り	本部	障害年金 センター	2017年 7月6日	2017年 8月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に金融機関コードの入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	250,899
222			北海道	事務センター	2017年 12月5日	2018年 2月19日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	274,507
223			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 9月5日	2017年 10月27日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	16,729

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
224	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	長野	松本	2009年 3月18日	2016年 6月10日	○事務センターから連絡があり、確認不足から誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	3,033
225	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金センター	2017年 9月4日	2017年 12月19日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書を作成する際、新法の障害年金に関する不支給決定通知書を作成すべきところ、旧法の障害年金に関する不支給決定通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
226			本部	障害年金センター	2017年 6月19日	2017年 12月20日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書を作成する際、新法の障害年金に関する不支給決定通知書を作成すべきところ、旧法の障害年金に関する不支給決定通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
227			本部	障害年金センター	2017年 7月27日	2017年 8月10日	○年金事務所から連絡があり、障害基礎年金の不支給決定通知書を作成する際、障害認定日の記載を誤り通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
228			本部	障害年金センター	2017年 10月23日	2017年 11月14日	○年金事務所から連絡があり、障害基礎年金の不支給決定通知書を作成する際、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客さまにお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
229			本部	障害年金センター	2016年 12月20日	2017年 7月19日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書を作成する際、旧法の障害年金に関する不支給決定通知書を作成すべきところ、新法の障害年金に関する不支給決定通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
230			宮城	仙台広域事務センター	2017年 8月16日	2017年 8月18日	○担当部署において確認したところ、通知作成時の確認不足から、障害基礎年金所得状況届を既に提出済みの方に対し、障害基礎年金所得状況届の提出を勧奨する手紙を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書等作成時には送付対象者の確認を徹底するよう周知しました。	127名	なし	0
231	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	香川	高松広域事務センター	2018年 1月25日	2018年 1月29日	○お客様から問合せがあり、年金証書を送付する際に、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様の書類を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した書類を回収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
232	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	愛媛	新居浜	2018年 1月18日	2018年 1月19日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
233	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	川崎	2017年 8月30日	2017年 9月8日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、年金相談時の確認不足から他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
234	年金給付関係書類の 管理誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金 センター	2017年 5月17日	2017年 5月31日	○年金事務所から連絡があり、確認不足から老齢基礎年金及び老齢厚生年金の請求書を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当部署において、お客様にお詫びの文書を送付するとともに、年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を行うとともに、書類の保管を適切に行うよう周知しました。	18名	未払い	2,129,464
235		受付時の書類管理誤り	京都	京都南	2017年 4月7日	2017年 5月11日	○担当部署において確認したところ、受付時の確認不足から、年金給付関係届書を機構本部へ送付していなかったため、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書について処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
236		未処理・処理遅延	北海道	旭川	2014年 9月10日	2016年 11月11日	○担当部署において確認したところ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	45名	その他	863,804
237		受理後の書類管理誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2018年 1月頃	2018年 1月23日	○担当部署において確認したところ、年金受給権者受取機関変更届が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
238			香川	高松東	2017年 6月23日	2017年 6月27日	○担当部署において確認したところ、障害年金関係の届書に添付されていた受診状況等証明書が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
239			埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 8月7日	2017年 9月7日	○担当部署において確認したところ、老齢年金請求書が処理されておらず所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
240	年金給付関係書類の 管理誤り	受理後の書類管 理誤り	静岡	浜松西	2017年 4月10日	2017年 6月6日	○担当部署において確認したところ、年金相談時に受付した申請書類が所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申請書類を再度受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	77,644
241			長野	松本	2017年 8月頃	2017年 8月30日	○事務センターから連絡があり、年金請求書に添付されていた雇用保険被保険者証のコピーが所在不明となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。雇用保険被保険者証のコピーを再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うよう周知しました。	1名	なし	0

6. 年金からの源泉徴収にかかる誤り

整理番号	件名	誤り区分	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
242	平成29年分公的年金等の 源泉徴収票の表示誤り	入力誤り	2017年 10月～12月	2018年 1月15日	○委託業者のデータ入力処理の誤りにより、平成30年1月に送付した「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」に記載された「控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の氏名(漢字氏名、フリガナ)に誤りがあった事例が判明しました。 ●ホームページで表示誤りに関する周知を行うとともに、正しい源泉徴収票を再作成しお送りし、対象のお客様に文書によりお詫びしました。 ●今後、業務を委託する場合における事務処理のあり方等の抜本的見直しを図ることとし、委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制の確立などの取組を進め、再発防止に万全を期すべく努力してまいります。また、外部の専門家による「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」を設置し、今後の機構における業務処理・業務プロセスの最適化、特に個人情報を取り扱う業務の外部委託のあり方を検討してまいります。	55万人	なし	0
243	平成30年分の年金からの所 得税の源泉徴収にかかる誤 り	入力誤り	2017年 10月～12月	2018年 2月8日	○扶養親族等申告書を提出していただいたにもかかわらず、委託業者の入力漏れや入力誤りにより平成30年2月支払い時の年金からの源泉徴収税額が正しく算定されなかった事例が判明しました。 ●入力漏れがあった一部のお客様については3月15日の支払い時において、源泉徴収税額の還付を行い、その他のお客様については4月13日の支払い時において、差額を調整してお支払いしました。また、対象のお客様に文書によりお詫びしました。 ●今後、業務を委託する場合における事務処理のあり方等の抜本的見直しを図ることとし、委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制の確立などの取組を進め、再発防止に万全を期すべく努力してまいります。また、外部の専門家による「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」を設置し、今後の機構における業務処理・業務プロセスの最適化、特に個人情報を取り扱う業務の外部委託のあり方を検討してまいります。	14.9万人	その他	20.9億円

※上記2事象は平成30年3月20日及び26日に公表したものです

システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	旧法かつ4以上の年金の受給権を有している方の平成29年度マクロ経済スライド改定時における年金額計算誤り	2017年 4月10日	2017年 11月30日	○マクロ経済スライド改定時の年金額については、システムに改定率等の数値を設定し、計算を行っていますが、旧法かつ4以上の年金の受給権を有している方の年金額の計算時に使用する数値の設定内容に誤りがあったため、年金額が誤って算出されていることが判明しました。 ●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付します。過払いとなった年金は返納の処理を行います。 ●今後は年金額計算に係る数値の設定において、数値及び設定結果の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	631名	過払い	736,107

(参考)「Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。